

日連元第 715 号  
(業 1 第 40 号)  
令和元年 9 月 20 日

税制審議会会長 様

日本税理士会連合会  
会長 神 津 信 一

## 諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

### 記

#### 一、源泉徴収制度のあり方について

##### (諮問の趣旨)

わが国の源泉徴収制度は、明治 32 年に導入され、その後は、主として徴税上の観点から、その対象範囲が拡大されてきました。同制度は、徴税コストの抑制に寄与するとともに、年末調整制度と合わせて給与所得者の納税手続を簡素化するというメリットがあります。

しかしながら、源泉徴収制度については、かねてから、その徴収義務者に過度の事務負担と法的責任を負わせているのではないか、国民の納税意識の欠如につながっているのではないか、給与所得者と税務当局との間の租税法律関係が遮断されているのではないか、といった問題が指摘されています。

近年では、基礎的人的控除に関する税制改正によって源泉徴収事務が複雑化するとともに、扶養親族等の所得を確認することが困難なため、年末調整を的確に行えないといった問題が生じています。また、所得の稼働形態が多様化するとともに、外国人労働者が増加するなど、社会状況が大きく変化しています。このため、報酬等の支払に際して、源泉徴収の対象になるかどうかの判断が困難な事例も少なくありません。

そこで、電子申告の普及やマイナポータルの稼働といった社会環境の変化を踏まえ、給与所得に係る年末調整制度や特別徴収制度のあり方を含め、複雑化した源泉徴収制度について、簡素・合理化と徴税の効率化の観点から、そのあり方を検討していただきたく、貴審議会に諮問します。